

加市税第 815 号
令和 7 年 12 月 12 日

償却資産所有者 各位

加西市 市民部 税務課

令和 8 年度 固定資産税（償却資産）申告の省略について（ご案内）

平素は、本市税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和 8 年度より、償却資産の評価額が少額で、前年中に資産の増減がないなど、一定の条件を満たす方について、申告書の提出を省略できる制度を導入いたしました。

つきましては、本状をお受け取りになられた皆様につきましては、下記【申告書の提出が必要な場合】に該当しない限り、令和 8 年度の償却資産申告書の提出は不要です。

これに伴い、例年送付しておりました償却資産申告書と種類別明細書の同封は省略させていただいております。

【申告書の提出が必要な場合】

以下のいずれかのケースに該当する場合は、申告書をご提出いただく必要があります。

- ・令和 7 年中に市内で所有する償却資産に増加・減少があった場合。
(注：申告書には、令和 7 年中の増加・減少資産のみをご記入ください。)
- ・令和 7 年中に市外移転・廃業等により市内に申告すべき資産がなくなった場合や住所・氏名等に変更があった場合（変更予定を含む）。

【申告書の提出手続きについて】

上記【申告書の提出が必要な場合】に該当する方は、令和 7 年 12 月 26 日（金）までに問合先の資産税係へご連絡ください。申告書一式を郵送いたします。郵送された申告書は、法定申告期限の令和 8 年 2 月 2 日（月）までに必ずご提出ください。

なお、市ホームページから申告書一式をダウンロードして提出することも可能です。この場合、資産税係への事前の連絡は不要です。

■問合先

兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

加西市 市民部 税務課 資産税係

TEL : 0790-42-8713（直通）

zeimu@city.kasai.lg.jp